

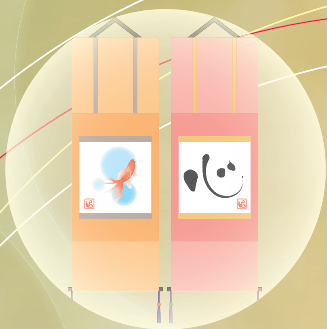
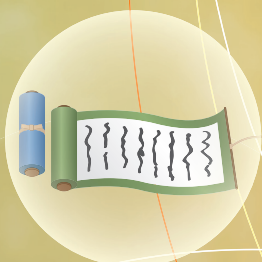


きらめく城下のまち・金澤

金沢の歴史遺産と文化を後世に

金沢市指定文化財ハンドブック

〈金沢市指定文化財の所有者等のための手引書〉



金沢市
…ね金沢

目 次

1. 管理に関する事	2
2. 修理に関する事	2
3. 変更に関する事	3
4. 事件・事故に関する事	5
5. 勧告・公表・罰則に関する事	6

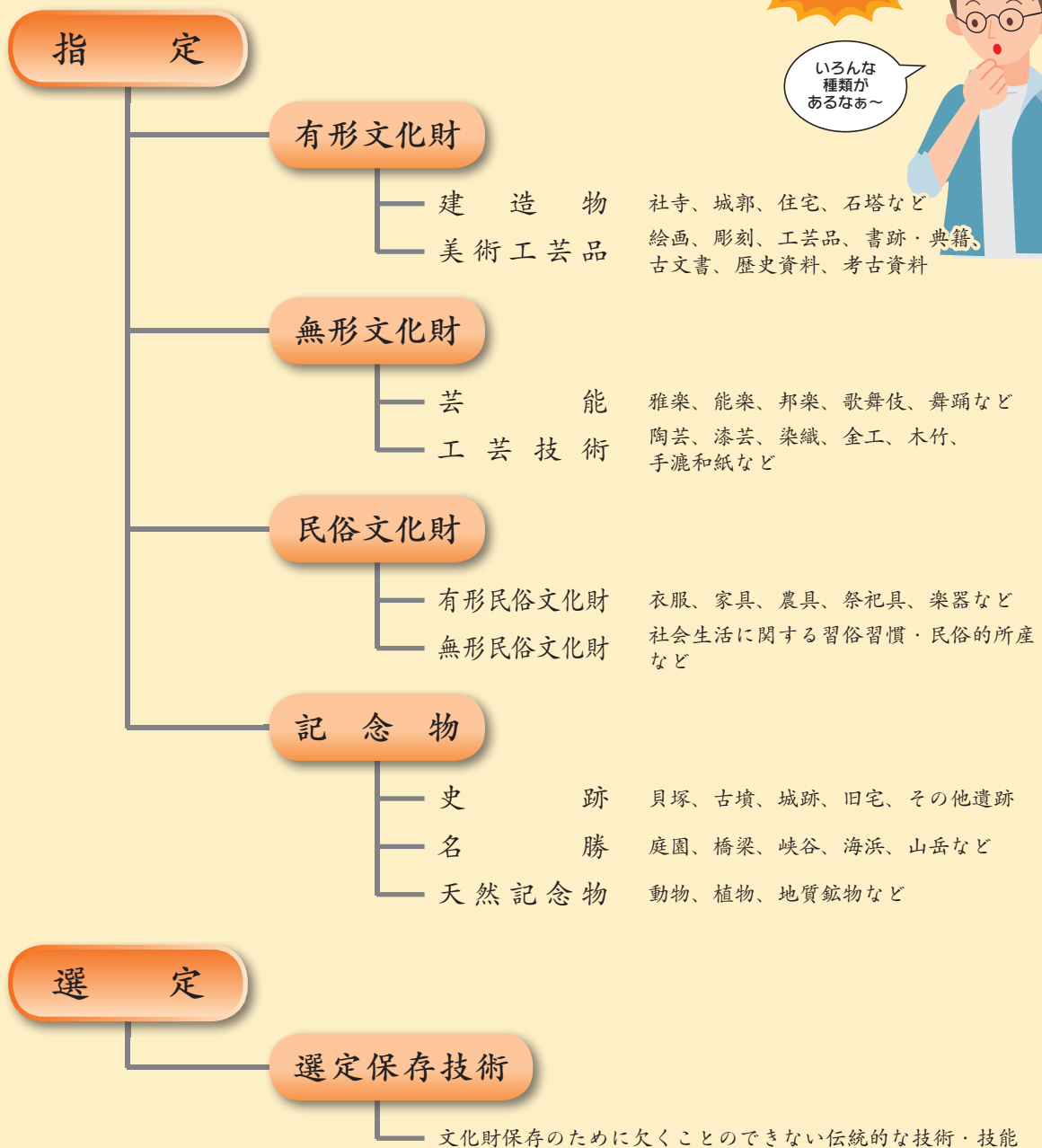


金沢市の文化財の体系

金沢市文化財保護条例では文化財を以下のように体系づけています。

文化財

いろんな種類があるなあ～



1 管理に関すること

1-1 指定文化財の日常的な管理

- ・指定文化財は木や紙、布などでできているものが多く、日常の点検や清掃などでその状況を常に管理することはとても重要です。
- ・指定文化財の指定書は、当該物件が指定文化財であることを証明するものですので、指定書付属書とともに大切に保管しましょう。
- ・日常の管理方法や保管方法に不安を感じている場合には、金沢市にご相談ください。

文化財は
日頃のお手入れが
大切です！



2 修理に関すること

2-1 指定文化財を修理するとき（条例第14条）

修理は専門業者に

- ・指定文化財を修理しようとする場合は、事前に金沢市へ相談してください。
- ・指定文化財を修理するときは、文化財修復の高い技術と知識を持った技術者や専門業者に任せるようにしましょう。
- ・有形文化財や記念物を修理する場合は金沢市へ修理届を提出してください。



2-2 修理に関する補助金を受けたいとき（条例第17条）

- ・指定文化財の修理で多額の経費を要し所有者がその負担に堪えない場合などには、金沢市が予算の範囲内で補助金を交付し、経費の一部を補助する制度を設けています。

注意▶事務処理上、前年度中に要望をとりまとめる必要がありますので、修理等で補助金を受けたい場合は実施年の前年10月頃までにその内容を金沢市へお知らせください。

3 変更に関すること

3-1 指定文化財の現状を変更する場合（条例第12条、第13条）

- ・指定文化財の現状を変更しようとする場合には、金沢市に現状変更の承認申請や届出が必要です。
- ・ただし、日常的な維持管理や災害時の緊急復旧などは、この限りではありません。

【有形文化財・記念物の場合】

- ・金沢市に相談したうえで、現状変更の着手前に現状変更承認申請書を提出してください。
- ・現状変更の内容によっては、金沢市が必要な助言や指導を行うことがあります。

【有形民俗文化財の場合】

- ・金沢市に相談したうえで、現状変更の着手前に現状変更届を提出してください。
- ・現状変更行為の内容によっては、金沢市が必要な助言や指導を行うことがあります。

注意▶現状変更を終了したときは、すみやかにその旨を金沢市に報告し、写真や見取図を添付した終了報告書を提出してください。



3-2 指定文化財を譲渡する場合（条例第9条）

- ・指定文化財を譲渡（売買、贈与など）しようとする場合、現所有者はあらかじめ金沢市に譲渡する旨を届け出てください。
- ・譲渡の届出は、所有者が変わる前に、現所有者が行ってください。

注意▶譲渡後は、新所有者が改めて所有者変更届を提出してください。▷3-3参照

3-3 所有者が変更になった場合（条例第10条、第11条）

- ・指定文化財の所有者を変更した場合、新所有者はすみやかに所有者変更届を金沢市に提出してください。
- ・現所有者は、新所有者に指定文化財に関する権利義務を承継してください。
- ・現所有者は、指定文化財の引き渡しと同時にその指定書と指定書付属書を新所有者に引き渡してください。

注意▶届出の際には、所有権の移転を示す書類と指定書の写し及び指定書付属書の原本を必ず添付してください。

所有者が変わるときは届出を!!



3-4 所有者の氏名や住所が変更になった場合（条例第10条）

引越で住所が変わる

- ・結婚や引越などにより、所有者の氏名や住所が変更になった場合は、すみやかに所有者変更届を金沢市へ提出してください。

注意▶届出の際には、変更の事実を示す書類（戸籍謄本、住民票等）を添付してください。指定文化財の所在場所も一緒に変わる場合は所在場所変更届も提出してください。▷3-5参照



3-5 所在場所を変更する場合（条例第10条）

結婚で姓が変わる

- ・所有者の引越などにより指定文化財の所在場所を変更しようとする場合は、事前に指定書付属書を添えて所在場所変更届を金沢市に提出してください。
- ・博物館や美術館での展示などで一時的に所在場所を変更する場合は所在場所変更届のみを提出してください。

注意▶所有者の住所も一緒に変わる場合は、所有者変更届も提出してください。▷3-4参照

注意▶展示や修理など元の場所に戻ることが明らかな場合を除き、市外へ所在場所を変更すると指定が解除されます。



3-6 無形の文化財の保持者が死亡、保持団体が解散した場合（条例第6条、第10条）

- ・無形文化財や無形民俗文化財の保持者が死亡した場合は、保持者の相続人はすみやかに保持者死亡届を金沢市に提出してください。
- ・無形文化財や無形民俗文化財の保持団体が解散・消滅したときは、保持団体の元代表者はすみやかに保持団体解散・消滅届を金沢市に提出してください。
- ・保持者のすべてが死亡したとき、または保持団体のすべてが解散したときは、指定文化財の指定は解除されます。

注意▶指定が解除された場合は、金沢市に指定書を返還してください。

《コラム》文化財を守る法律・条例

昭和24年1月26日、法隆寺金堂の壁画（当時国宝）が焼損するという事故が起こりました。原因は失火といわれていますが、これにより貴重な7世紀末の仏教絵画の大部分が黒こげになり、文化財としての価値が大きく損なわれました。この事故を契機として、我が国の文化財の保存・活用を目的に翌25年に文化財保護法が成立しました。金沢市でも、市内の文化財を保護するために条例を制定し、継承・活用が図られています。

- ・昭和24年7月 金沢市文化財保存選奨条例を施行
- ・昭和48年4月 選奨条例にかわり、金沢市文化財保護条例を施行
- ・平成24年7月 金沢市文化財保護条例を改正・施行

なお、法隆寺金堂の火災があった1月26日は文化財防火デーに制定され、金沢市を含む全国各地で文化財の防火に関する様々な取り組みが実施されています。

4 事件・事故に関すること

4-1 指定文化財が自然災害にあった場合（条例第10条）

- ・水害や地震などの自然災害によって指定文化財の全部または一部が壊れてしまった場合は、すぐに金沢市に連絡し、適切な応急処置をとってください。
- ・その後、すみやかに金沢市にき損届等を提出してください。

4-2 指定文化財が盗難や放火などにあった場合（条例第10条）

- ・指定文化財が盗難や放火などがあったときは、すぐに警察や消防に連絡をしてください。
- ・その後、すみやかに金沢市に盗難届等を提出し、適切な処置をとるようにしてください。



文化財の防火・防犯体制をチェックしてみましょう！

近年、文化財の盗難が全国で相次いでいます。貴重な文化財は高額で取引されることがあるため、被害が後を絶ちません。また、放火・不審火による文化財の焼失も毎年報告されています。このような被害に遭わないよう、普段から文化財の防火防犯に心がけるようにしましょう。

指定文化財を火災や盗難、自然災害などから守ることは所有者の重要な役割のひとつです。指定文化財の防火・防犯体制を確認するために「文化財チェックリスト」を活用しましょう。

チェックリストは文化庁ホームページからダウンロードできます。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bouhan/index.html>

4-3 指定書を紛失した場合（条例施行規則第3条）

- ・指定文化財の指定時に交付された指定書を紛失または破損したときは、指定書再交付申請書を提出し、再交付を受けてください。

5 勧告・公表・罰則に関すること

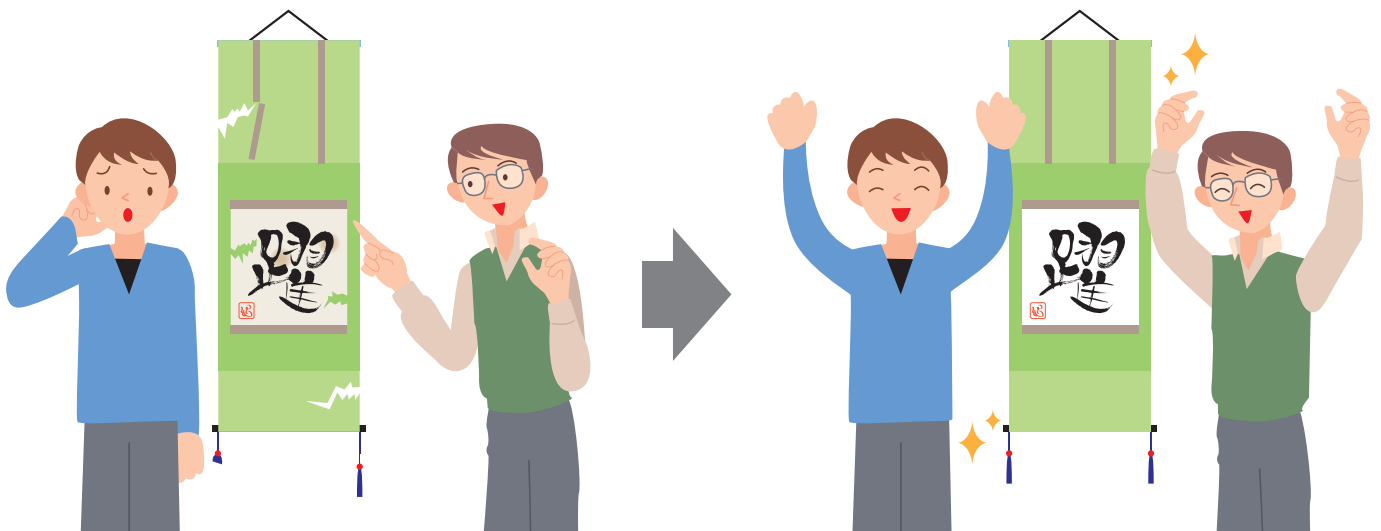
5-1 勧告及び公表される場合（条例第18条、第19条）

5-1-1 勧告

- ・以下のような場合には、金沢市から**勧告**される場合があります。
 - 指定文化財の管理が不相当で、き損や盗難などのおそれがある場合
 - ▶管理方法の改善、保存施設の設置など管理に関し必要な措置が勧告されます。
 - 指定文化財がき損し、修理が必要と認められる場合
 - ▶修理について必要な措置が勧告されます。
- ↓
・金沢市から勧告を受けた場合、所有者はただちに必要な措置をとってください。

5-1-2 公表

- ・金沢市からの勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なく勧告に従わない場合は、金沢市によりその旨を**公表**されることがあります。
 - ▶公表までのプロセス
 - 1) 所有者へ公表の理由が通知されます。
 - 2) 所有者は金沢市からの勧告に対する意見を述べることができます。
 - 3) 金沢市文化財保護審議会が所有者および金沢市の意見を聴取し、金沢市による公表が適切か判断します。
 - 4) 適切であると判断された場合は公表されます。



5-2 罰則の対象（条例第29条、第30条、第31条）

- ・有形文化財もしくは記念物に対して、その保存に影響を及ぼす行為などをした場合、罰則の対象になります。
 - 指定文化財を損壊したり隠匿などをした者
 - ▶5万円以下の罰金または料料の対象になります。
 - 現状変更の承認を受けずに指定文化財の現状を変更した場合
 - ▶3万円以下の罰金または料料の対象になります。

注意▶法人等が違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人等も罰金刑の対象となります。

金沢市文化財保護条例【抜粋】

第5条 市は、文化財のうち重要なものを、金沢市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 指定文化財の種別は、次に掲げるところによる。
《略》

3 市は、無形文化財又は無形民俗文化財について第1項の指定をしようとするときは、その保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

4 第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者、保持団体の代表者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときはこの限りでない。

5 第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ金沢市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

第6条 市は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その指定を解除することができる。

- (1) 指定文化財としての価値を失ったとき。
 - (2) 市の区域内に存在しなくなったとき。
 - (3) その他特別の理由があるとき。
- 2 前条第3項の規定により認定された保持者が、心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、市はその認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第5項の規定を準用する。
- 4 指定文化財について、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）による指定又は石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）による指定があったときは、指定文化財の指定は解除されたものとする。
- 5 無形文化財又は無形民俗文化財について、保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び第10条第3項において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、指定文化財の指定は解除されたものとする。

第9条 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の所有者は、当該指定文化財を譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があった場合は、同項の譲渡の際に当該指定文化財の保護に関し必要な助言及び指導を行うことができる。

第10条 指定文化財の所有者等又は管理責任者は、次の各号に掲げる場合は、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 所有者等に変更があったとき。
 - (2) 管理責任者を選任し、変更し、又は解任したとき。
 - (3) 所有者等又は管理責任者の氏名、名称又は住所の変更があったとき。
 - (4) 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の全部又は一部が滅失し、若しくは破損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたとき。
 - (5) 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の所在の場所を変更しようとするとき。
- 2 前項第1号及び第2号の届出にあっては、関係人が連署しなければならない。
- 3 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であった者がその旨を届け出なければならない。

第11条 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第12条 指定文化財（無形文化財及び民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の承認を与える場合において、その承認の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の承認を受けた者が前項の承認の条件に従わなかったときは、教育委員会は、承認に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は承認を取り消すことができる。

第13条 指定有形民俗文化財（第5条第1項の規定により指定された有形民俗文化財をいう。以下同じ。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

第14条 指定文化財（無形文化財及び民俗文化財を除く。）を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による承認、第17条の規定による補助金の交付又は第18条第2項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第17条 指定文化財の管理、修理、復旧又は保存（以下「管理等」という。）につき多額の経費を要し、所有者等又は管理責任者がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、又は相当の金額でこれを買上げることもある。

第18条 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）の管理が適当でないため当該指定文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 指定文化財（無形文化財及び無形民俗文化財を除く。）が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

第19条 教育委員会は、前条第1項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 指定有形文化財（第5条第1項の規定により指定された有形文化財をいう。以下同じ。）を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者
- (2) 指定記念物（第5条第1項の規定により指定された記念物をいう。以下同じ。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第30条 第12条の規定に違反して、教育委員会の承認を受けず、若しくはその承認の条件に従わないで、指定有形文化財若しくは指定記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、30,000円以下の罰金又は科料に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

金沢市文化財保護条例および施行規則の全文は金沢市公式ホームページ「いいねっと金沢」の金沢市例規集で見ることができます。

<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/reiki/>

【お問い合わせ】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 都市政策局 歴史文化部 文化財保護課
TEL：076-220-2906 FAX：076-224-5046
E-mail：bunkazai@city.kanazawa.lg.jp

金沢市指定文化財ハンドブック

平成24（2012）年10月
編集・発行 金沢市

金沢市の文化財と歴史遺産 